

部内限

基安労発0701第1号
平成26年7月1日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について」の一部改正について

受動喫煙防止対策助成金関係業務の円滑な運営等を図るため留意すべき事項は平成23年9月30日付け基安発0930第1号「受動喫煙防止対策助成金関係業務の運営等について」（以下「業務運営通達」という。）で示しているところであるが、今般、業務運営通達を下記のとおり改正したので、了知の上、引き続きその実施に遺漏なきを期されたい。

記

業務運営通達の「記」以下並びに別紙1-1、別紙1-2及び別紙2を別紙のとおり改め、別紙3を削り、別紙2の次に別紙3及び別紙4を追加する。

(別紙)

1 申請書の取扱い

(1) 受動喫煙防止対策助成金交付申請書及び関係資料

支払行為に関するものが含まれるため、労働基準部健康主務課において申請書の受付を行い、正本により、受動喫煙防止対策助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条に定める審査等を行った上で総務部総務課（東京局及び大阪局にあっては会計課。以下同じ。）を含めた決裁を行うこと。副本は受付印を押印の上、申請者に返却するものとする。

なお、支出負担行為等の会計処理の事務は、総務部総務課において実施するものであるため、健康主務課においては十分連携すること。また、交付決定の決裁の前に助成金交付に必要な額が示達されているか確認し、交付決定時に必ず支出負担行為を行うこと。

(2) 受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書及び関係資料

支払行為に関するものが含まれるため、労働基準部健康主務課において報告書等の受付を行い、正本により、交付要綱第13条に定める審査等を行った上で総務部総務課を含めた決裁を行うこと。副本は受付印を押印の上、申請者に返却するものとする。

なお、助成金の振込等に係る会計処理の事務は、総務部総務課において実施するものであるため、健康主務課においては十分連携すること。

2 各種審査のチェックリスト

交付要綱第5条第1項に定める交付決定に関する審査及び第13条第1項に定める交付の決定に関する審査を効率的に行うため、別紙1-1及び別紙1-2のとおりチェックリストを作成したので活用されたい。

3 立入検査等における証票

交付要綱第16条に定める立入検査等を行う際に携帯する証票の書式については、別紙1-3に示す補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令（昭和31年大蔵省令第35号）で定める書式によること。なお、証票の大きさは縦9センチメートル、横6.5センチメートルとし、用紙は厚質白紙とすること。

4 台帳の整備

助成金に係る交付決定、助成金の額の確定等の状況を明らかにするため、健康主務課において、別紙2「受動喫煙防止対策助成金交付申請台帳」（以下「台帳」

という。)を作成すること。なお、「5 本省への状況報告」のため、台帳には常に最新の情報が記載されているようにすること。

5 本省への状況報告

平成25年5月16日付けで交付要綱等が改正されたことに伴い、交付決定時に支出負担行為を行うこととなり、交付決定に当たり助成金交付に必要な額が当該交付決定を行う労働局に示達されていることが必要であるため、各労働局において速やかに交付決定が行えるよう、あらかじめ一定の金額を配分することとした。その後、助成金の示達金額に不足が生じた場合は、予算の範囲内で追加示達を行うため、4の台帳の写しを毎月8日までにメール又はFAXにより当課あて報告すること。当課においては、毎月8日までに到着した報告に基づき、翌月1日付けで必要な金額を示達する。

なお、助成金の総交付額が予算額に近づくなど予算の執行上必要が認められれば、定期報告以外に報告を求めることがあること。

6 交付済み事業の追跡調査

助成により設置された喫煙室等の適正な運用の確認のため、助成対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年の間に少なくとも1回、交付要綱第14条に規定する帳簿の備付け等、交付要綱第15条に規定する財産の処分の制限及び受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書に記載した交付条件の履行状況の確認、喫煙室の運用状況等の確認等を助成事業主に対して行うこと。

追跡調査の結果、不適切な財産の処分が発覚した場合、交付要綱第17条及び第18条第2項に従って適切に処理すること。また、交付条件の不履行又は不適切な喫煙室の運用のうち喫煙室以外の事業場内における喫煙若しくは都道府県労働局長の承認を受けずに助成を受けた備品等を喫煙室外で使用したことが発覚した場合、是正を指導し、当該是正の指導に従わないなど悪質な事案については、その処分等について当課と協議すること。上記に掲げるもの以外の不適切な喫煙室の運用が発覚した場合、適切な喫煙室の運用を行うよう助成事業主に対して指導すること。帳簿の備付け等の不備が発覚した場合、速やかに当課あて報告し指示を受けること。

7 交付した助成金の返還手続きについて

平成25年度に受動喫煙防止対策助成金の交付を行った一部の事業について、交付決定取消通知及び交付した助成金に係る返還通知書の発出に至ったものがあった。従来から、このような案件が発生しないよう、厳密な審査をお願いしているところであるが、万が一返還に至るおそれのある事案が発生したときは、以下のとおり処理すること。

- ① 返還対象となる事案(疑い含む。)を察知した場合、直ちに当課まで情報提供すること。

- ② 事実関係について、助成事業主等関係者に聴取し、聴取書の形で当課まで報告すること。その際、当該助成対象事業に係る審査資料の写しについて、当課まで郵送すること。
- ③ 交付した助成金について返還させる場合、別紙3に示す様式の「受動喫煙防止対策助成金交付決定取消通知書」、交付要綱様式11号「受動喫煙防止対策助成金返還通知書」（以下「返還通知書」という。）及び納入告知書を助成事業主宛て発出すること。返還通知書の「1 返還額」は交付した助成金の元本とし、納付期限は返還通知書の発出日から20日とすること。
- ④ 助成事業主が交付した助成金の元本を返還したら、助成金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利10.95%の割合で計算した加算金に係る納入告知書を助成事業主宛て発出すること。納付期限は納入告知書の発出日から20日とすること。

また、助成金の元本について期限内に納付が行われなかった場合は、その未納にかかる期間に応じ、未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金に係る納入告知書を別途助成事業主宛て発出すること。納付期限は納入告知書の発出日から20日とすること。

なお、加算金及び延滞金について、その期限内に納付が行われなかった場合であっても追加の延滞金は発生しない。

8 行政不服審査法に基づく教示文について

受動喫煙防止対策助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第2条第1項第4号で規定する「補助金等」に該当するため、「補助金等適正化中央連絡協議会の決定事項の通知等について」（昭和38年5月7日付け事務連絡補第2号）に基づき、交付決定の取消及び返還命令については、別紙4に示す教示文を通知に添付することにより、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく教示を行うこととする。

9 関係業界団体への周知

助成金の適用業種を拡大し、すべての中小企業事業主が対象となることから、管内の関係業界団体に対し、毎年本省から配布する予定のパフレット等を活用した周知を積極的に行うこと。

10 都道府県等との連携

受動喫煙防止対策については、従来より健康増進法に基づいて対策を推進している都道府県等との連携を依頼しているところであるが、今般、受動喫煙防止対策助成金について適用業種の拡大や、助成率の引上げを行うなど、支援制度の充実を図っていることから、それらの活用を促すなど、積極的な連携を図ること。

受動喫煙防止対策助成金交付申請書チェックリスト

(別紙1-1)

事業場名称			
申請書提出日		平成 年 月 日	
提出書類	交付申請時 提出資料 (○:必須書類)	提出	必須確認項目
受動喫煙防止対策助成金交付申請書 (交付要綱様式第1号及び別添)	○	□	<input type="checkbox"/> ・正本及び副本(正本の写し)が1通ずつ提出されている。
			<input type="checkbox"/> ・申請書に提出日の日付が記載されている。
			<input type="checkbox"/> ・「資本金又は出資の総額」又は「常時雇用する労働者」のいずれかが、申請事業主の主たる事業に応じた中小企業事業主の要件を満たしている。
			<input type="checkbox"/> ・事業場の名称が明瞭である(事業計画をする場所が本社以外の場合は、所在地が正しく記載されている。)
			<input type="checkbox"/> ・交付決定を受けてから工事が施工できるよう、着工予定日は余裕を持って設定されている。
			<input type="checkbox"/> ・完了予定日が当該年度内の日付であり、かつ、翌年度4月10日までに実績報告が確実に可能な計画である。
			<input type="checkbox"/> ・【助成対象経費が400万円未満の場合】助成金申請金額が助成対象経費の2分の1の額となっている。(1000円未満の端数は切り捨てられている。) ・【助成対象経費が400万円以上の場合】助成金申請金額が200万円と記載されている。
受動喫煙防止対策助成金の交付申請に際しての申立書(交付要領様式第1号)	○	□	<input type="checkbox"/> ・当該申立書の提出がなされている。また、法人又は事業主により記載されており、代表者記名押印がある。 <input type="checkbox"/> ・記載内容に特段の問題がない(記載の一部削除、改変等がない)。
直近の労働保険概算保険料申告書(写)(労働保険関係成立届(写))	○	□	<input type="checkbox"/> ・労働保険に加入している。また、直近2年間に労働保険料の未納がない。(申立書の記述を裏付けるものとなっている。)
中小企業事業主であることを確認するための書類	○	□	<input type="checkbox"/> ・提出された書類が交付申請書別添の業種を裏付けるものとなっている。 <input type="checkbox"/> ・交付申請書の「申請事業主の資本金又は出資の総額」及び「申請事業主の常時雇用する労働者の数」を裏付けるものとなっている。
喫煙室の設置等をしようとする場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)	○	□	<input type="checkbox"/> ・交付申請日から遡って3か月以内に撮影された写真である。 <input type="checkbox"/> ・助成対象事業に係る工事(設置場所は設計図等で判断)が未着工であると判断できる。
設置しようとする喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、利用可能な人数、その他助成事業の詳細を確認できる資料	○	□	<input type="checkbox"/> ・部屋の間取りに対する喫煙室の設置等を行う場所を示した設計図が添付されている。(申請時の状況と施工後の予定が分かるようになっている。)
			<input type="checkbox"/> ・設計図中で換気扇等の機器及び設備の設置場所及び設置台数が明瞭になっている。
			<input type="checkbox"/> ・喫煙室又は換気措置を講ずる場所の出入口の位置や大きさが明らかになっている。
			<input type="checkbox"/> ・電気工事の内容が明らかになっている。
			<input type="checkbox"/> ・非喫煙区域とを隔てる壁等の建材の材質が明らかとなっている。
			<input type="checkbox"/> ・他の工事と同時に実施するかどうかを確認する。同時に実施する場合は、本助成金関係の工事と明らかに区別されているか、区別できない場合(電気工事等)にあっても、共通で行う必要のある工事が何か明らかになっている。
			<input type="checkbox"/> ・設置する換気扇、空気清浄機等の設備について、その型式、換気能力等を示す資料が添付されている。
講ずる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料	○	□	<input type="checkbox"/> 【喫煙室設置の場合】喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上となるよう設計されている。 <input type="checkbox"/> 【換気措置等を講ずる場合】喫煙区域の粉じん濃度を0.15(mg/m ³)以下とすること、又は、n席の客席がある喫煙区域における1時間あたりの必要換気量が70.3×n(m ³ /時間)となるよう設計されている。(換気能力や出入口、面積等から条件を満たすことが算出等されている。)
事業所の室内及びこれに準ずる環境において、喫煙室等以外において喫煙を禁止する旨を説明する書類	○	□	<input type="checkbox"/> ・法人又は事業主により記載されている。また、その代表者の記名押印がある。 <input type="checkbox"/> ・事業所の室内及びこれに準ずる環境において、要件を満たす喫煙室又は換気措置等を講じた場所以外は喫煙を禁止する旨を説明する内容が明記されている。
喫煙室の設置等に係る施工業者からの見積書の写し	○	□	<input type="checkbox"/> ・作成日が明瞭になっている。(申請日近辺の日付である)
			<input type="checkbox"/> ・助成事業主及び施工者が記載されている。
			<input type="checkbox"/> ・交付申請書別添の「助成対象経費」の金額と一致する又はそれ以上である。
			<input type="checkbox"/> ・受動喫煙防止対策に係る措置と直接関係のない経費が、助成対象経費として計上されていない。
			<input type="checkbox"/> ・人件費又は工費が工事スケジュールに照らして妥当(過度に高額でないこと)と判断される。
<input type="checkbox"/> ・使用する建材の規格や数量、機器の型式や設置台数が設計図の内容と一致していることが確認できる。			
<input type="checkbox"/> ・使用する建材や機器の金額が実勢価格に照らして妥当と考えられる(極端に実勢価格と異なっていないか確認する)。			
その他都道府県労働局長が必要と認める書類		□	<input type="checkbox"/> 助成金の振込先を記載した書類が提出されていること。
その他の確認事項(聴取等により確認)		□	<input type="checkbox"/> ・申請事業主と工事発注者が一致している。 (申請事業主以外の第三者と施工業者が申請事業に係る工事契約をしようとしていない)
		□	<input type="checkbox"/> ・支払い方法について、「事業実績報告日を超える完済日が設定された分割払い」又は「リース契約による支払い」を予定していない。
		□	<input type="checkbox"/> ・【換気措置を講ずる場合等】措置を講じようとする事業場が労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第14号に規定する旅館、料理店又は飲食店を営んでいる。

(注) ○がついている書類は、申請時に添付が必要な書類。

網掛け部分の要件を充足していない場合は不交付。

受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書チェックリスト (別紙1-2)

事業場名称			
申請書提出日		平成 年 月 日	
添付書類	事業実績報告時 必須資料 (○:必須書類)	提出	必須確認項目
受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 (様式第9号)	○	□	<input type="checkbox"/> ・正本及び副本(正本の写し)が1通ずつ提出されている。 <input type="checkbox"/> ・実績報告書に提出日の日付が記載されている。 <input type="checkbox"/> ・「(1)受動喫煙防止対策を実施した事業場の名称」が交付申請書の事業場の名称と一致する。 <input type="checkbox"/> ・「(3)助成金申請額」が交付決定した助成金の額と同額であるか、又は少ない。 (少なくとも助成金の額が当初の申請額より多い場合は、原則として交付決定内容の変更の承認が必要。) <input type="checkbox"/> ・助成対象事業に係る工事が、交付決定を受けた年度内に終了している。 <input type="checkbox"/> ・添付資料(写真、領収書等の日付)により概ね整合がとれる。 <input type="checkbox"/> ・喫煙室等の定員及び面積が交付決定を受けたものと相違ない。(相違がある場合は添付資料等により内容について確認が必要。) <input type="checkbox"/> ・添付資料(写真、領収書等の日付)により概ね整合がとれる。 <input type="checkbox"/> ・工事施工後の写真及び資料が添付されている。「別添参照」などが記載されている。 <input type="checkbox"/> ・【助成対象経費が400万円未満の場合】助成金申請額が助成対象経費の2分の1の額となっている。 (1000円未満の端数は切り捨てられている。) <input type="checkbox"/> ・【助成対象経費が400万円以上の場合】助成金申請額が200万円と記載されている。
受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書(様式第2号)の写し	○	□	<input type="checkbox"/> ・該当するものが添付されており、交付決定を受けていることが確認できる。
受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書(様式第5号)の写し	△ (変更の承認を受けている場合)	□	<input type="checkbox"/> ・該当するものが添付されており、交付決定内容の変更の承認を受けていることが確認できる。 (変更の承認を複数回受けている場合はその全ての通知書の写しが必要。)
喫煙室の設置等工事に係る領収書(請求書)	○	□	<input type="checkbox"/> ・作成日が明瞭になっている。(工事施行完了日近傍の日付となっている。) <input type="checkbox"/> ・助成事業主及び施工者が記載されている。 <input type="checkbox"/> ・事業実績報告書(様式第9号)の「助成対象経費」と内容の整合がとれている。 <input type="checkbox"/> ・使用した建材の規格や数量、機器の型式や設置台数が提出された写真や資料と一致している。 <input type="checkbox"/> ・使用した建材や機器の金額が実勢価格に照らして妥当と考えられる。(実勢価格と極端に異なると考えられないか確認する。) <input type="checkbox"/> ・人件費や工費が工事内容に照らして妥当(過度に高額でないこと)と判断される。 <input type="checkbox"/> ・【受動喫煙防止対策に関係しない工事を同時に実施した場合】受動喫煙防止対策に関する費用と明確に区分されていて(又は按分されていて)、事業実績報告書(様式第9号)の助成対象経費には、受動喫煙防止対策とは関係ないものは含まれていない。 <input type="checkbox"/> ・その他、用途や詳細な内容が不明なものがない。(例えば、「○○工事費一式」「雑費」など、具体的な内訳が示されていないものがないか。) <input type="checkbox"/> ・その他、交付決定時の見積書の内容と大きな相違が認められない。
設置等をした喫煙室等の場所、仕様、換気扇等の設備、その他実施した受動喫煙を防止するための設備、備品等の詳細を確認できる写真	○	□	<input type="checkbox"/> ・工事施工後の概観が、交付決定した内容(図面)と合致していることが確認できる(変更の承認をしている場合はその内容を含む)。 <input type="checkbox"/> ・【写真】工事終了後速やかに撮影したものである。 <input type="checkbox"/> ・【写真により確認】換気扇等の設置機器及び設備の型式、設置場所、設置台数等について交付決定した内容のとおりであることが確認できる(変更の承認をしている場合はその内容を含む)。 <input type="checkbox"/> ・【写真により確認】換気に係る工事(換気扇、ガラリ等)、建築工事(壁の設置等)実施箇所について、交付決定した内容のとおり施工されていることが確認できる(変更の承認をしている場合はその内容を含む)。 <input type="checkbox"/> ・【写真又は添付資料により確認できる範囲内で】壁等の建材について、規格や材質が交付決定をした内容と異なることが認められない(変更の承認をしている場合はその内容を含む)。 <input type="checkbox"/> ・【写真又は添付資料により確認】その他、交付決定した際の根拠資料、請求書又は領収書に記載された内容(工事、設備又は機器)について、施工又は設置されていることが全て確認できる(変更の承認をしている場合はその内容を含む)。
交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類	○	□	<input type="checkbox"/> ・法人又は事業主により記載されている。また、その代表者の記名押印がある。 <input type="checkbox"/> ・交付決定を受けた内容と実際に施工した内容が相違ない旨を説明する内容となっている。
実施した受動喫煙を防止するための措置が、要件を満たしていることを確認できる書類	○	□	<input type="checkbox"/> 【喫煙室設置の場合】喫煙室の出入口において喫煙室内に向かう風速について、要件を満たしていることが示されていること。(実測値により説明されていること。) <input type="checkbox"/> 【換気措置等を講じた場合】粉じん濃度又は換気量の要件を満たしていること。(粉じん濃度は実測値、換気量の要件は風速の実測値を基にした計算値で示されていること)
その他都道府県労働局長が必要と認める書類		□	

受動喫煙防止対策助成金交付申請台帳

平成()年度交付申請分 ()労働局 その()

通し番号	交付申請・決定							実績報告・助成金の額の確定			備考
	法人又は事業主名 (事業場名)	業種※	措置 ①喫煙室 ②換気措置等	交付申請日	交付決定日 (不交付決定の場合 は不交付決定日)	実績報告 提出期限	助成金申請見 込額(円)	実績報告日	交付額確定 通知発出日	助成金交付額 確定額(円)	
0 (記載例)	厚生労働商事株式会社 (厚生労働食堂 霞が関店)	3	①	H25.7.1	H25.7.15	H25.9.1	¥ 1,000,000	H25.8.20	H25.9.1	¥ 1,000,000	
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										
	()										

※ 業種欄には、交付要綱様式第1号別添「受動喫煙を防止するための措置に関する事業計画」の業種欄の丸数字を転記する。

※ 申請が無かった月においても、毎月8日までに最新の台帳を厚生労働省担当者に送付すること。

(交付決定時に必要額が示達されていない場合は、交付決定を行うことができません)。

(別紙3)

番 号
平成 年 月 日

殿

労働局長

受動喫煙防止対策助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け により交付決定をした受動喫煙防止対策助成金に係る
助成対象事業について、下記のとおり交付決定を取り消したので通知する。

記

- 1 交付決定を取り消した助成金の額 金 円
- 2 交付決定を取り消した理由
- 3 交付決定を取り消した助成対象事業の概要
交付決定日 年 月 日
交付額確定日 年 月 日
助成金交付日 年 月 日
助成金交付額（確定額） 金 円

(別紙4)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき審査請求をすることができる(処分のあった日から1年を経過した場合を除く。)

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(処分があった日から1年を経過した場合を除く。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならない(裁決があった日から1年を経過した場合を除く。)